

「青森県新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金」 Q & A

(令和2年5月7日現在)

■ 項目一覧

- ①【支給額について】
- ②【支給対象者について】
- ③【支給対象となる施設について】
- ④【営業形態について】
- ⑤【休業期間、営業時間等について】
- ⑥【申請方法・申請先について】
- ⑦【申請書類・添付書類について】
- ⑧【支給の時期について】
- ⑨【その他】

①【支給額について】

Q：協力金の額はいくらですか？

A：休業要請等にご協力いただいた中小企業者に対し、法人は30万円、個人事業主は20万円を支給いたします。

Q：県内に事業所を3店舗持っているのですが、その場合でも支給額は30万円ですか？

A：県内に所在する事業所が2事業所以上の場合であっても、支給額は30万円となります。

②【支給対象者について】

Q：協力金を受け取れるのは誰ですか？

A：「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための施設の停止等の協力要請」により、施設の休止や営業時間短縮の要請を受け、その要請に応じて全面的に協力する施設を運営する中小企業者（法人・個人事業主）です。

Q：青森県内に店舗がありますが、本社は県外です。協力金の支給対象になりますか。

A：県内に「事業所」があれば、協力金の支給対象となります。

Q：うちの会社は「中小企業者」に該当しますか？

A：中小企業基本法では、「中小企業者」について次の表のように規定しています。

業 種	中小企業者の要件 (下記の何れかを満たすこと)	
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業 その他の業種 (②～④を除く)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

ただし、次の業種は以下のとおり

⑤ ゴム製造業	3億円以下	900人以下
⑥ ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦ 旅館業	5,000万円以下	200人以下

※ 遊興施設、飲食店、遊戯施設はサービス業

Q：フランチャイズ経営を行っているオーナーは対象になりますか。

A：経営している施設が休業要請の対象施設であれば、支給対象となります。

Q：社団法人や財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）等は協力金の対象となりますか？

A：上記の法人は、中小企業基本法上の「会社」に該当しないと解されることから、協力金の支給対象となりません。

ただし、期間中の休業要請等にご協力いただいたNPO法人の方々には、別途「感染拡大防止NPO支援金」を創設しております。支給要件や申請方法（申請書類、提出先など）は本協力金と同様ですが、支援金の概要や申請書記載例は、県NPO法人支援ページ（担当部署：県庁 環境生活部 県民生活文化課 文化・NPO活動支援グループ(電話017-734-9208)）に掲載しておりますのでご確認ください。

県NPO法人支援ページリンク先

http://www.pref.aomori.lg.jp/life/volunteer/npo_covid-19.html

Q：施設は運営していませんが、フリーランスとして休業要請対象となる店舗と契約しています。休業した場合は対象となりますか？

A：休業等の要請をされている施設を運営する事業者に対する協力金であるため、施設を運営していない場合は対象となりません。

Q：同一人物が複数の法人の代表取締役ですが、協力金は法人毎に申請できますか。

A：それぞれ要件に該当すれば、法人毎に協力金の申請ができます。

③ 【支給対象となる施設について】

Q：休業要請の対象でない施設の事業者が自主的に休業した場合は協力金の支給対象となりますか？

A：県の要請に応じていただいた方への協力金ですので自主的な休業については協力金の支給対象となりません。

Q：ホテルを休業した場合は、協力金の支給対象となりますか？

A：ホテルの場合、全館休業又は宴会場部分のみの休業、いずれの場合も協力金の支給対象となります。

Q：飲食店は協力金の支給対象となりますか？

A：飲食店の場合、「休業」又は「午後8時から翌朝5時までの間の営業を自粛するとともに午後7時以降の酒類の提供を自粛」することにご協力いただける場合は、協力金の支給対象となります。

Q：理髪店、美容院は協力金の支給対象となりますか？

A：理髪店、美容院は休業要請の対象施設ではないため、協力金の支給対象となりません。

Q：鍼灸・マッサージ、接骨院は協力金の支給対象になりますか？

A：国家資格有資格者が治療を行うものは、医療施設として社会生活を維持する上で必要であることから、休業要請の対象外とされています。一方、治療・医療に当たらないサービスを提供するエステサロンなどは商業施設として休業要請の対象であることから、休業した場合に協力金の支給対象になります（ただし、床面積の合計が100㎡を超える場合）。

Q：床面積の合計が100㎡以下の学習塾は協力金の支給対象となりますか？

A：100㎡以下の学習塾については、休業要請の対象外（適切な感染防止対策を施した上での営業が可）としていることから、協力金の対象となりません。ただし、100㎡を超える学習塾等については、使用停止の要請をすることから、協力金の支給対象となります。

Q：化粧品販売店は協力金の支給対象となりますか。

A：生活必需物資販売施設に該当するため、協力金の支給対象となりません。

④ **【営業形態について】**

Q : 床面積の合計が100㎡を超える学習塾をやっています。要請に応じて教室を閉めますが、インターネットに切り替えて授業を行う場合も協力金の対象となりますか？

A : 教室での感染拡大防止に協力していただいているので、協力金の支給対象となります。

Q : 全県で10店舗展開しており、全て休業要請の対象施設です。そのうち、例えば4店舗だけ休業し、残り6店舗で営業を行った場合でも、協力金の対象となりますか？

A : 感染拡大防止のため、10店舗全てについて休業要請へのご協力をお願いしています。全店舗休業にご協力いただけない場合は、協力金の支給対象となりません。

Q : 休業要請の対象となる店舗を休業し、インターネット販売の訪問販売のみを行う場合、協力金の対象となりますか？

A : 対象施設に該当する場合、協力金の支給対象となります。

Q : 休業要請の対象となる店舗を閉めています。従業員のみで事務所で作業している場合は協力金の対象となりますか？

A : 店舗の休業にご協力いただける場合は、事務所で事務作業を行っていても協力金の支給対象となります。

Q : 休業要請に基づいて休業し、その間にお客様を入れない形で施設を使用しても協力金の支給対象となりますか？

A : 休業期間中、従業員による施設の清掃や設備の改修等で施設に立ち入っても、営業していることには該当しません。また、例えば、ライブハウスでお客様を入れない形で、オンライン配信用のライブを行うことも問題ありません。ただし、同時に複数の方が出演するなど「三密」の状態を発生させないように使用に努めていただくことが必要です。

Q : 音楽教室を開いていますが、教室を閉めて訪問レッスンを行うこととした場合、支給対象となりますか？

A : 音楽教室は学習塾等に該当するため、床面積の合計が100㎡を超える施設であって、教室の休業にご協力いただける場合は、協力金の支給対象となります。

Q : 床面積の合計が100㎡を超える施設でエステティックサロンを運営していますが、サロンの一角で化粧品販売を行っている場合、協力金の対象となりますか？

A : 休業要請の対象となるエステティックサロンを休業した場合は、協力金の支給対象となります。（化粧品は生活必需物資販売施設となり休業要請の対象ではない）

Q : 床面積の合計が100㎡を超える施設でスポーツクラブを運営していますが、スポー

ツクラブの一角でスポーツ用品の販売を行っている場合、協力金の支給対象となりますか？

A：スポーツクラブ及びスポーツ用品販売とも、休業要請の対象となりますので、いずれも休業した場合、協力金の支給対象となります。

Q：1つの店舗で休業要請対象の施設と要請対象外の施設が混在しているなど、複数の要素を持っている場合、どうすれば支給対象になりますか？

A：休業要請対象部分と休業要請対象外部分を明確に区分できる場合には、休業要請対象部分を休業すれば、支給対象になります。また、明確に区分できない場合は、店舗全体を休業した場合、支給対象になります。

Q：飲食店がテイクアウトサービスに切り替えて営業を継続した場合は、対象となりますか？

A：店内飲食の営業時間を短縮し、「午後8時から翌朝5時までの間の営業を自粛するとともに午後7時以降の酒類の提供を自粛」することにご協力いただける場合は、対象となります。なお、この時間帯（午後8時から午前5時まで）にテイクアウトサービスを行っていても、協力金の支給対象となります。

Q：キッチンカーでテイクアウトの飲食業を行っています。飲食店と同じように休業や時間短縮をした場合、協力金の対象となりますか？

A：テイクアウトについては、休業要請の対象外のため、協力金の支給対象となりません。

Q：夜間営業している飲食店が夜8時以降はテイクアウトサービスのみで切り替えて営業を継続した場合は、協力金の対象となりますか？

A：協力金の支給対象となります。

Q：食事提供施設の夜8時までの営業とはどういう意味ですか？

A：お客様が夜8時までに退店し、閉店することです。

Q：和菓子店内に設けている喫茶コーナーを休業する場合は対象になりますか？

A：喫茶コーナーを飲食業の許可を得て事業として実施している場合で、喫茶コーナーを休業又は営業時間を朝5時から夜8時までの枠内に短縮するとともに、夜7時以降の酒類の提供を自粛する場合は対象となります。

Q：施設を運営していなければ支給対象とならないということですが、派遣型の家庭教師業を営んでいる場合は、支給の対象となりますか？

A：休業等の要請をされている施設を運営する事業者に対する協力金であるため、施設を運営していない場合は、対象となりません。

(例) 他者が所有する店舗に出張して、業務を行っている者は対象となりません。

⑤ 【休業期間、営業時間等について】

Q：4月29日から5月6日までの8日間全て休業しないと、協力金は支給されないのですか？

A：そのとおりです。4月29日0時から5月6日24時までの全ての期間において休業（飲食店等の食事提供施設の場合は営業時間の短縮及び夜7時以降の酒類の提供の自粛を含む。）にご協力いただいた場合、協力金の支給対象となります。

Q：4月29日からすぐに休業できない場合はどのようにしたらよいですか？

A：4月29日0時から5月6日24時までの全ての期間において休業（飲食店等の食事提供施設の場合は営業時間の短縮等を含む。）にご協力いただいた場合のみ、協力金の支給対象となります。

Q：複数の店舗を持っていますが、全店舗を休業しないといけないのでしょうか？

A：休業要請の趣旨をご理解いただき、休業対象となる全ての店舗の休業にご協力をお願いします。なお、店舗Aが休業対象、店舗Bが休業対象外の業種である場合、休業するのは店舗Aだけで構いません。

Q：まだ開店して間もないのですが、今回の休業要請に応じた場合は支給対象となりますか？

A：令和2年4月28日以前から開業しており、営業の実態が確認できる場合は、対象となります。

Q：ホテル又は旅館の場合、4月29日の午前0時に宿泊者をゼロとする必要があるのか。

A：4月29日午前0時から休業している場合に協力金の支給の対象になります。

Q：午前11時から午後10時までの飲食店を営業しており、今回の要請が出る以前から自主休業していますが、今回の休業要請期間も引き続き休業することとした場合は支給対象となりますか？

A：休業にご協力いただいているため、協力金の支給対象となります。

Q：営業時間が午前10時から午後6時までの喫茶店を営営していますが、営業時間を短縮すれば、協力金の支給対象になりますか？

A：「休業」又は「夜8時から翌朝5時の間の営業を自粛するとともに夜7時以降の酒類の提供を自粛」した場合は協力金の支給対象となりますが、今回の場合、もともとの営業時間がこの範囲内であるため、協力金の支給対象になりません。ただし、休業した場合は、協力金の支給対象となります。

Q：夜9時まで開いている飲食店ですが、週に3回程度しか営業していません。それでも休業要請に応じて夜8時（酒類は夜7時）までの営業に切り替えた場合、協力金の対象となりますか？

A：感染拡大防止に協力していただいているので、協力金の支給対象となります。

Q：飲食店で、通常は夜8時までの営業ですが、予約があれば夜10時まで営業することとしています。4月29日から5月6日までの間（休業等要請期間）、予約分についても夜8時までの営業に短縮し、それ以降の時間については予約を受け付けないこととした場合、協力金の支給対象となりますか？

A：夜8時（酒類は夜7時）までの時短営業にご協力いただいているので、協力金の支給対象となります。

⑥ 【申請方法・申請先について】

Q：申請は、郵送ですか？ 持参ですか？ また、提出先はどこですか？

A：新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、できるだけ郵送で提出して下さるようお願いします。なお、提出先は地域の商工会議所又は商工会連合会となっています。詳細は、本ホームページ「6 今後の流れ」をご確認願います。

⑦ 【申請書類・添付書類について】

Q：土日・祝日の場合、どこで申請書を手に入れるのか教えてほしい。

A：県のHPからダウンロードしてご利用ください。この他、県の合同庁舎（青森市は県庁正面受付（休日は夜間入口から入館可））で入手できます。なお、土日・祝日は、商工会議所及び商工会で入手できません。

⑧ 【支給の時期について】

Q：協力金は、いつ支給されますか？ すぐ支給してもらえますか？

A：5月7日以降に申請していただき、内容を確認次第なるべく早く支給させていただきます。

⑨ 【その他】

Q：休業要請に応じない施設は、指示・公表されるのですか？

A：今回の休業要請は「協力要請」ですので、罰則等はありません。また、休業要請に応じないことをもって指示・個別の施設名の公表がされることはありません。

Q：青森県の協力金と国の持続化給付金（上限 中小企業等：200万円、個人事業者等：100万円）の両方に申請することはできますか？

A：それぞれの支給要件に該当すれば、両方に申請することができます。